

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年10月までの期間及び平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から62年10月まで  
② 平成元年9月

年金事務所からの回答によると、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、申立期間①について、詳細は分からないが、私の国民年金の最初の加入手続は、母親が行ってくれた。また、私は、昭和61年10月に就職したが、就職先では厚生年金保険に加入していなかったことから、A金融機関で申立期間①の国民年金保険料を市町村役場の納付書で毎月納付した。

申立期間②について、私は、平成元年9月に会社を退職した後、すぐにB市町村役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間②の国民年金保険料は上記金融機関で市町村役場の納付書で納付した。

以上のことから、申立期間①及び②について、調査の上、記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、A金融機関で申立期間①及び②の国民年金保険料を市町村役場の納付書で毎月納付した。」と供述しているものの、戸籍の附票によると、申立人は、昭和62年3月15日にC市町村からB市町村に住所を移していることが確認できる上、B市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金に係る当該住所変更が同年9月17日に処理されていることが確認できるほか、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該変更処理がなされた時点では、申立期間①のうち61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料は現年度納付することができず、申立人は、当該期間の保険料を市町村役場発行の納付書で納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付金額についての記憶は無く、申立人から申立期間①及び②に係る保険料の納付状況の詳細について、具体的な供述は得られない。

さらに、申立人は、「申立期間①当初の国民年金保険料は母親が納付してくれたかもしれない。」とも供述しているものの、申立人は、「母親には照会しないでほしい。」旨希望していることから、申立人の母親から、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況について供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録、C市町村の国民年金保険料検認一覧表及びB市町村の国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②を含む申立人の国民年金被保険者期間について国民年金保険料を納付した記録は見当たらない上、申立人は、「詳細は分からないが、私の国民年金の最初の加入手続は、母親が行ってくれた。」と供述しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号はC市町村において昭和61年1月18日に払い出されており、同日に同手帳記号番号が払い出された全ての被保険者（申立人を含む66人）に係る記号番号欄に「職権」の記載が有ることが確認でき、行政側による職権適用が行われていたことがうかがえることから、申立人の供述とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 7 日から 41 年 6 月 21 日まで  
平成 17 年 6 月頃、社会保険事務所（当時）で私の年金加入記録を調べてもらったところ、申立期間について、昭和 41 年 8 月 22 日に脱退手当金が支払われたこととされていた。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、年金事務所には、申立人に係る「脱退手当金裁定請求書」等の脱退手当金支給関係書類が保管されており、「脱退手当金裁定請求書」の氏名欄には、申立人の旧姓が記載され、押印されているところ、i) 当該請求書の住所欄には、申立人の実家の住所地が記載されていること、ii) 当該請求書には、昭和 41 年 7 月 21 日付け受付印及び「支払済 41. 8. 22」の押印が確認できることから、当該請求書は、申立事業所である A 社（当時）B 事業所を管轄していた C 社会保険事務所（当時）で受付され、裁定を行った同社会保険事務所は、同年 8 月 22 日に申立期間に係る脱退手当金の支払処理を行ったものと推認できる。

また、上記の脱退手当金裁定請求書の事業所名記載欄には、「A 社 B 事業所」のゴム印が押されている上、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性従業員のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後約 2 年以内に脱退手当金の受給要件を満たし被保険者資格を喪失した

34人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む26人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が喪失後約4か月以内に支給決定されていることを踏まえると、当時、同社同事業所では、事業所が代理で脱退手当金の請求手続を行っていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社B事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。